

# 役員等報酬規程

社会福祉法人和みの会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和みの会（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規程に基づき理事長、理事長代理、理事および評議員並びに監事（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

## (報酬)

第2条 法人の役員等には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。  
2 常勤役員等に対する報酬は、評議員会の決議によって定める。  
3 報酬額は、1年度において1,000万円を上限額とする。  
4 但し、評議員の報酬の範囲については定款第9条（評議員の報酬等）に従う

## (費用弁償)

第3条 法人の役員等が理事会及び評議員会のために出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。

## (準用)

第4条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、職員の例による。

## (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

## (補足)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

この規程は、平成23年3月10日から施行する。

この規程は、平成31年3月31日から施行する。

この規程は、令和3年3月28日から施行する。